



報道関係者 各位

令和4年4月13日（水）

【照会先】

愛知労働局総務部総務課

総務課長 栗本 辰也

総務企画官 竹田 順吾

人事計画官 伊達 清隆

（代表電話）052(972)0264

内線 331、220、205

名古屋北労働基準監督署職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年4月12日（火）、名古屋北労働基準監督署（名古屋市東区白壁1-15-1。以下、「名古屋北署」という。）の職員2名（A、B）が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

職員Aは、窓口業務に従事しており、4月7日（木）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、窓口には飛沫防止アクリル板を設置の下、終日マスクを装着して勤務していましたが、7日（木）夜に発熱の症状があったため、11日（月）にPCR検査を受けて、12日（火）に感染が確認されたものです。

職員Bは、窓口業務に従事しておらず、11日（月）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務していましたが、12日（火）に発熱の症状があったため、同日に抗原検査を受けて、同日に感染が確認されたものです。

名古屋北署では、濃厚接触が疑われる職員を自宅待機とし、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っています。

なお、当該職員の行動履歴を確認した結果、利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。